特集

道路を守る、道路で守る。

普段何気なく利用している道路。
通勤、通学、物流など、道路は私達の生活に密着しており、日々の暮らしに欠かせない存在でもあります。
道路は整備をされてから何十年にわたり、道路管理者により幾度となく補修を重ねることで、長年、安全で快適な状態を保って来ました。
今月号では、この身近な存在である「道路」について特集します。

1,500km を超える長さの市道

市内には 4,882 本の市道が張り巡らされており、その総延長は約 1,500Km にもなります。

この長さは直線距離にすると、常総市から沖縄本島に到達する距離とほぼ同じです。

この膨大な距離の市道は交通量や供用年数により、劣化の程度は異なりますが、日々劣化が進んでいる状況です。

道路管理者による補修

老朽化している道路は、そのままにしておくと市民生活に影響が出るため、道路管理者により、都度補修が行われます。

市が管理をしている市道については、損傷の程度によって道路管理者である道路課が自ら補修を行ったり、大規模な補修が伴う場合は事業者に依頼をして、大々的に行う場合もあります。

優先順位を付けて対応

市道は日々老朽化が進んでいますが、総延長が約1,500Kmもあるため、その膨大な距離の補修を一度に全て実施することは物理的に困難です。

そのため、補修を行う際はそれぞれの市道の劣化状況や交通量などを総合的に判断し、優先順位を付けて計画的な補修を行っています。

POINT

道路の種類によって管理者が違う！？

道路は、大きく別けると公道と私道に別けられます。公道はさらに、国道・県道・市道に別けられ、それぞれの管理者は国・県・市となります。

茨城県では道路法の定めにより路線番号が３桁の国道（一部除く）は県が管理をすることとなっています。

そのため、市内に通っている国道294号と354号の管理は、国ではなく県が担っています。

道路の種類	管理者
国道	常総工事事務所　道路管理課 TEL:0297-42-2505
県道	常総工事事務所　道路管理課 TEL:0297-42-2505
市道	常総市役所　道路課 TEL:0297-23-2111

市道の破損を見つけたら

市では、スマートフォンなどからでも道路の陥没、公園施設の損傷、防犯灯の不点灯などの異常を通報することができる、異常通報システムを導入しています。

市ホームページに特設のバナーがありますので、是非ご利用ください。

ホームページの特設バナー

異常通報システム

道路管理の現場に密着

道路は、市民生活に密接に関係しています。

そのため、職員は普段から道路の状況に目を配り、道路の破損などを発見した場合には、直ぐに補修を行うように努めています。

また、強風などで倒木が起きてしまうと道路を塞いでしまうこともあるため、職員は昼夜を問わず、対応に追われることもあります。

台風やゲリラ豪雨時には、側溝に土砂や落ち葉が溜まっていると、道路が冠水する恐れがあるため、普段からパトロールを含めた予防措置も行っています。

今回は、そんな道路課の補修作業に密着しました。

必要な資材を車に積みます。

市役所を出発

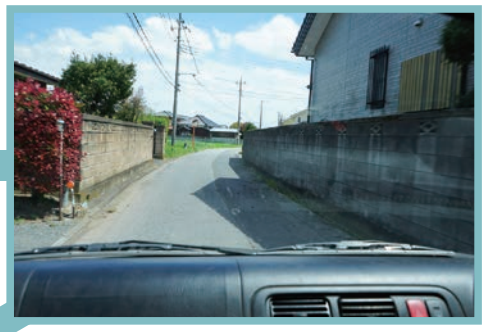

道中も道路の状況に目を光らせます。

破損を発見！

破損の状況を確認します。

軽度の破損の場合は、補修材を破損した箇所に敷き詰めます。

敷き詰めた補修材を圧力を加えて固めます。

補修完了！

市役所に戻り
完了報告を行って終了

道路上に段差解消（乗り入れ）ブロックなどを置かないでください！
設置者の責任になることもあります。

ご自宅の敷地や駐車場などに車両で出入りしやすいように出入口前の道路上に段差解消（乗り入れ）ブロックや鉄板などを設置することは、通行の妨げや交通事故の原因に繋がるだけでなく、大雨時の冠水の原因にもなりかねません。

設置した物が原因で事故が発生した場合、設置者が責任を問われる可能性もありますので、安全に通行できるように、道路上の乗り入れブロックや鉄板などの撤去をお願いします。

段差の解消は切り下げ工事で

車の乗り入れのために、ご自宅や駐車場と道路との段差を解消するには、道路法第24条の手続きにより、道路の歩道部分や縁石などの切り下げ工事を自費（個人負担）で行っていただくことになります。

詳しくは、道路課へお問い合わせください。

道路のことで困ったら

市道の補修などに関すること
道路課
☎：0297-23-2111（内線2630）

・道路に穴があいている。
・側溝や蓋が壊れている、蓋が落ちている。
・道路に私有地から出ている樹木があり、通行に支障をきたしている。
・縁石が破損している。

カーブミラーなどに関すること
防災危機管理課
☎：0297-23-2111（内線2240）

・市道のガードレールが壊れているなど。
・市が管理するカーブミラーが壊れているなど。

信号機などに関すること
常総警察署　交通課
☎：0297-22-0110

・信号機に関すること。
・横断歩道に関すること。

国道（294号・354号）・県道に関すること
常総工事事務所　道路管理課
☎：0297-42-2505

・道路に穴があいている。
・側溝や蓋が壊れている、蓋が落ちている。
・道路に私有地から出ている樹木があり、通行に支障をきたしている。
・縁石が破損している。